

◎議会については、行政との二元代表制であることから、合議制の議決機関として、市民の多様な民意を的確に捉え市政に反映させることで、市民の負託に応えられるよう、一層開かれた議会に取組まれない。また、議会報告会の開催、本会議のインターネット配信等の改革を実施しているが、引き続き議会に対し関心を持たれるよう努められたい。

◎耕作放棄地については、農地基本台帳システムの目的である、面的集積計画、農地分散状況の把握により、貸借による農地交換などの計画、立案や農地利用ができるかどうかの見極めなどを含め耕作放棄地対策に取組まれない。また、時代に即した新しい農業形態での運営や意欲ある新たな担い手の育成、確保に向け調査、研究されたい。

◎投票率向上については、茂原市の18、19歳の投票行動をみると投票率が県内でも平均以下であったので、共通投票所設置、高校生の投票所での選挙事務臨時職員として活用、さらには期日前投票の商

業施設への増設など投票者の利便性を図ることによる投票率向上のための調査、研究をされたい。また、子どもの時から選挙の意義、仕組みを教えることが重要であることから、模擬選挙等を通し啓発に努められたい。

お問い合わせは、
 監査委員事務局（9階）
 ☎(20)1560、FAX(20)1607へ。

固定資産税に関するお知らせ



新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

◆要件（次の要件をすべて満たした場合に限ります）

①平成21年6月4日から平成30年3月31日までの間に新築された住宅

②長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅

③住宅部分の床面積が1/2以上で、かつ50㎡（戸建以外の貸家住宅については40㎡）以上280㎡以下の住宅

◆減額内容

新築後5年間（一般の住宅）または7年間（3階建以上の中高層耐火住宅等）、床面積が120㎡以下の住宅部分について、税額が1/2となります。

◆手続き

新築した翌年の1月31日までに、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付し、申告書を提出してください。

1月は償却資産(固定資産税)の申告期間です

法人・個人で事業（工場・商店・農業・アパート経営・太陽光発電事業など）を営んでいる場合、所有している事業用資産（機械・器具・舗装等の構築物・備品など）には償却資産分として固定資産税

がかかります。茂原市内に償却資産を所有している方は、1月1日現在における償却資産の所有状況を1月31日までに市長に申告しなければなりません。

所有している資産を確認の上、申告してください。なお、申告期限間近は窓口が混雑しますので、早めの申告をお願いします。また、「eLTA X」による電子申告もご利用できます。

お問い合わせは、
 資産税課（2階）
 ☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

防災・防犯情報を「まいぷれ」で配信

市と株式会社フューチャーリンクネットワークおよび株式会社マックスは、11月16日に「茂原市防災・防犯情報の配信に関する協定書」を締結しました。

この協定は、「もばら安全安心メール」で配信した情報が

を地域情報サイト「まいぷれ茂原市・長生郡」に掲載するものです。これにより、より多くの皆さんに、防災情報および防犯情報を伝達することができます。

HP <http://mobarachousei.nypl.net/>

◆もばら安全安心メールとは

市の防災・防犯に関する情報を携帯電話にメールで配信するサービスです。

サービスを利用することにより、茂原市の安全安心情報をいち早く入手することができます。

なお、情報料は無料です（パケット料金は利用者の負担）。

【登録方法】

・パソコンやスマートフォンからは、市公式ウェブサイト
 ・スマートフォン以外の携帯電話からは、左の二次元コードから登録できます。



お問い合わせは、
 総務課防災対策室（4階）
 ☎(20)1519、FAX(20)1602へ。